

H 2 2 . 3 . 1 8 原案可決

和議第 1 0 3 号

永住外国人への地方参政権付与の法制化に反対する意見書

永住権を持つ外国人については、地域に密接な関係を持つに至っていることから、地方公共団体の意思決定に参加させるべきであるとして、地方参政権付与の議論がこれまでもなされてきたところである。

現在、国においては、この参政権付与の法制化の検討が進められているが、地方公共団体は、安全保障や教育などの国家の存立に関わる事柄に深く関与しており、特定の外国人の意向を受けた首長や地方議員が選ばれると、学校や教育委員会等に対する内政干渉により偏向教育が強まる恐れがあるほか、領土問題を抱える地方公共団体においては、我が国の安全保障を脅かす危険性が高まる恐れがある。

また、日本国憲法第 1 5 条では、「公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である」と規定され、また、第 9 3 条第 2 項では、「地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する」と規定されている。この「住民」の解釈として、平成 7 年 2 月 2 8 日の最高裁判所判例は、「地方公共団体の区域内に住所を有する日本国民を意味する者と解するのが相当である」としている。したがって、日本国民ではない永住外国人に対し、地方公共団体の長及び議会の議員の選挙権を付与することは、憲法上問題があると言わざるを得ない。

一方、国籍法第 4 条では、「外国人は、帰化によって、日本の国籍を取得することができる」と規定され、永住外国人が、憲法に基づく参政権を取得するためには、この国籍法に定める帰化によるべきものとする。

よって、国におかれては、永住外国人に対する地方参政権付与に関する法律を制定することのないよう強く要望する。

以上、地方自治法第 9 9 条の規定により意見書を提出する。

平成 2 2 年 3 月 1 8 日

様

和歌山県議会議長 富安 民浩

(意見書提出先)
衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
法務大臣
外務大臣